

住民の安全・安心な暮らしを支える
交通運輸行政の充実を求める意見書

現代社会における住民の暮らしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、衣食住に並ぶほどの社会生活の基本要素と言える。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的な人権のひとつであり、その交通と運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割である。

6月22日、政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について、原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象としている。

地方運輸局は、国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通と運輸にかかわる行政を行っている。

行政を誰が担うべきかを考えるとき、住民の安全・安心な暮らしにとってふさわしいのは誰なのかが重要な視点となる。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることは当然だが、地方自治体の区域を越えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政については、地方自治体よりも国の方がより効率的、効果的に担えるものとする。

そもそも、交通運輸行政は地方では担っていないことから国との二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、住民の基本的な人権である移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することはもちろん、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するため、地方運輸局の充実こそ必要と言える。

よって、国会及び政府においては、住民のための安全・安心な交通運輸行政を充実させるため下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 交通運輸行政は、国が責任をもって直接実施すること。
- 2 国の出先機関である地方運輸局を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）12月9日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣

（提出者）日本共産党所属議員全員